



吉田労務管理センター

事務所だより

Vol.159

2015年5月15日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

労災保険率及び労務比率が変更となります！（平成27年4月1日より）

労災保険率

業種	現行	改定後
道路新設事業	1000/16	1000/11
舗装工事業	1000/10	1000/9
鉄道又は軌道新設事業	1000/17	1000/9.5
建築事業	1000/13	1000/11
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000/7.5	1000/6.5
その他の建設事業	1000/19	1000/17
繊維鉱業又は繊維製品製造業	1000/4	1000/4.5
木材又は木製品製造業	1000/13	1000/14
パルプ又は紙製造業	1000/7.5	1000/7
化学工業	1000/5	1000/4.5
ガラス又はセメント製造業	1000/7.5	1000/5.5
金属精錬業	1000/6.5	1000/7
非鉄金属精錬業	1000/7	1000/6.5
金属材料製造業	1000/7	1000/5.5
鋳物業	1000/17	1000/18
輸送用機械器具製造業	1000/4.5	1000/4
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000/4	1000/3.5
その他の製造業	1000/7	1000/6.5
清掃、火葬又はと畜の事業	1000/13	1000/12
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000/6.5	1000/7

労務費率表

※労務費率とは、建設の事業の請負金額に乗じて、賃金総額を割り出すための率です。

事業の分類	事業の種類	平成24年～26 年度の労務費率	労務費率 平成27年4月1日より
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	18%	19%
	鉄道又は軌道新設事業	23%	25%
	建築事業	21%	23%
	既設建築物設備工事業	22%	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	38%	40%
	その他のもの	21%	22%
	その他の建設事業	23%	24%

マイナンバー制度が始まります すべての企業で対策が必要！！

番号制度とは？

- 個人及び法人に対して番号を付番し、それによって、①個人番号や法人番号を活用して、効率的な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報（特定個人情報といいます。）の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。税分野では税務行政の効率化、納税者サービスの向上が期待されます。
- 平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。
(平成28年1月以降、通知カードと共に送付される申請書（写真添付）を市町村に提出することにより個人番号カードが交付されます。その際、通知カードを返納します。)

個人番号とは？

- 住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- 個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。

個人番号カードとは？

- 表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面に個人番号が記載されたＩＣチップ付カードです。
- 一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。

法人番号とは？

- 国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人番号などを基礎として、1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知します。
- 法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報（①商号または名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。

国税分野での利用は？

- 確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
 - ①所得税：平成28年分の申告書から
 - ②法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから
- 個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要です。

●「住民票住所申出書」送付の取組について

日本年金機構より、基礎年金番号に住民票コードの収録ができていない従業員及び被扶養配偶者の方宛に、今年5月中に「住民票住所申出書」が郵送される予定ですので、住民票の住所等の必要事項をご記入いただき、御本人から日本年金機構まで返送していただくこととなります。

※平成27年9月28日（月）にマイナンバー制度に関する当事務所主催のセミナーを開催予定ですので、是非ご参加ください。